

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、平成13年10月に国民年金被保険者資格取得（第3号被保険者該当）届を提出していたものと認められることから、第3号被保険者に係る納付記録に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間は国民年金に未加入となっていた。申立期間について、平成13年10月ごろにA市役所で第3号被保険者資格取得の届出を行ったはずであり、年金手帳にも第3号被保険者として記載されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立期間は未加入となっているが、A市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿の電算記録において、申立期間が第3号被保険者資格期間であることが確認できるほか、申立人の所持する年金手帳にも、申立期間が第3号被保険者である旨記録（A市記入）されている。

また、申立人は、申立期間は健康保険を任意継続しており、夫の健康保険の被扶養者となっていないが、申立人が平成13年10月16日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した以降収入は無く、夫と同一世帯であることも戸籍の改製原附票で確認できる。

さらに、申立人は、平成12年4月から15年1月まで、同一事業所で一定期間（6か月又は12か月）の勤務を繰り返しており、申立期間の前後の12年10月及び14年10月の退職の都度、各1か月について、申立期間同様いずれも健康保険を任意継続していたものの、第3号被保険者資格を取得していることから、申立期間のみ第3号被保険者資格の取得

手続を行わないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、平成 13 年 10 月に国民年金第 3 号被保険者資格取得（第 3 号被保険者該当）届を提出していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年2月1日から同年5月8日まで
② 昭和39年7月9日から同年9月1日まで
③ 昭和41年3月31日から同年11月30日まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、各申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和39年2月ごろにB市にあるA社に入社し、途中同社の社長から1年程度、C市にあるD社に出向するよう命じられた期間もあるが、41年11月まで継続してA社で勤務していたはずなのに、各申立期間の厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、A社で勤務していた複数の同僚が、A社は同社が下請をしていたD社やE社へ社員を出向させていたと供述しているところ、申立人はA社の社長から、C市にあるD社に出向するよう指示を受け、申立期間②のころから、A社で板金塗装業務を担当するようになったと供述しており、D社での同僚も、申立人は昭和39年ごろ、A社より応援のためにD社に来ており、半年ほど一緒に勤務していたことを供述している。

また、D社の当時の従業員4人に照会したところ、いずれも厚生年金保険の資格取得日は同社の入社日と一致しているとしており、試用期間は無かったとしている一方、同社の保管する健康保険厚生年金保険被保険者資

格取得確認通知書によると、申立人が昭和 39 年 9 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、オンライン記録で申立人と同様に A 社から D 社又は E 社に異動していることが確認できる 10 人（申立人を含む。）のうち 8 人は、厚生年金保険の被保険者記録が継続しているほか、記録が継続している者のうち 2 人は、「A 社から D 社へ出向することを理由に厚生年金保険の記録が切れることは考え難い。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は昭和 39 年 9 月 1 日に D 社に異動するまでの申立期間②について、A 社に継続して勤務し、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の昭和 39 年 6 月の記録から 1 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は、昭和 59 年 9 月 20 日に適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから行ったとは認められない。

2 申立期間①及び③について、申立人は A 社で勤務していたとしているが、同社は昭和 59 年 9 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は既に死亡しており、その妻も申立期間当時の人事記録、賃金台帳等の資料を廃棄しているため、これら関連資料から申立人の勤務実態を確認することができない。

また、オンライン記録により、申立期間に A 社で厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚 9 人に照会したところ、そのうち 3 人は申立人が勤務していたことは記憶しているものの、申立期間①及び③について、いずれも申立人が A 社に勤務していたか否かについての具体的な供述を得ることができなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間①について、昭和23年9月7日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA法人B支所における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、6,300円とすることが妥当である。

また、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA法人B支所における資格喪失日に係る記録を昭和27年2月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年9月7日から同年10月1日まで
② 昭和27年1月31日から同年2月1日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間については、本支所間の転勤であり、継続してA法人に勤務しており、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A法人が提出した申立人に係る経歴書から、申立人は、同法人に継続して勤務（昭和23年9月7日に同法人C支所から同法人B支所に異動）していたことが認められる。

また、申立人は、オンライン記録上、昭和23年10月1日にA法人B支所において厚生年金保険被保険者資格を取得したこととなっているが、同支所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同年9月に申立

人の標準報酬月額の設定が行われたことが認められることから、申立人が同年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 23 年 9 月 7 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係る A 法人 B 支所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された昭和 23 年 9 月の標準報酬月額から、6,300 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、A 法人が提出した申立人に係る経歴書から、申立人は、同法人に継続して勤務し（昭和 27 年 2 月 1 日に A 法人 B 支所から同法人本所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る A 法人 B 支所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された昭和 26 年 12 月の標準報酬月額から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間②について、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が昭和 27 年 2 月 1 日付けで申立人の資格喪失の届出を行ったにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 1 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、社会保険事務所は、申立人に係る同年 1 月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年から39年12月まで
昭和27年から39年12月まで、A事業所(B市C区)で調理人として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。
(注) 申立ては、死亡した申立人に代わりその妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA事業所で勤務していたことは、申立人が申立期間当時一緒に勤務したとして氏名を挙げた同僚の供述により推認できる。

しかし、A事業所は、商業登記簿により、昭和26年4月7日にB市C区に設立された飲食店であると推認されるが、設立当時の事業主は所在不明となっている上、37年12月14日にD社(現在は、E社)に法人化された当時の事業主も亡くなっていることから、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

また、E社でも、「申立期間当時の人事関係資料などは廃棄済みなので、申立人については何も分からない。」と回答している。

さらに、オンライン記録において、E社は平成5年7月7日に厚生年金保険の適用事業所となっていることは確認できるものの、A事業所又はD社については、厚生年金保険の適用事業所であったとは確認できない。

加えて、上記同僚1人も、A事業所における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から 36 年 2 月まで

A 店（厚生年金保険の適用事業所としては、B 社）に勤務していた申立期間の厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚の供述により、勤務時期は特定できないものの、申立人が B 社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間当時、申立人と同じく B 社縫製課に勤務していた同僚 5 人に照会したところ、そのうち 4 人が入社日と厚生年金保険の資格取得日に差異（1 年から 2 年 8 か月）がある旨回答している。これについて上記回答のあった者の 1 人は、「縫製課の社員の給与は、縫製した製品の種類や数量によって支給される完全な出来高払制であったことから、給与の格差が大きかったので、一定のレベルの技量に達するまで厚生年金保険に加入させなかったのではないか。」と供述している。

また、申立人及び申立人が同僚として名前を挙げた 6 人について、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認したが、そのうち申立人を含む 2 人の氏名は無いほか、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、当時、B 社では従業員を採用後、相当期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

さらに、商業登記により、B 社は昭和 60 年に破産宣告を受けていることが確認できる上、申立期間当時の代表取締役は既に死亡していることから、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認することができない。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、申立期

間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。